

在留資格申請する上での留意点

在留資格申請（以降は、配偶者ビザと称します）で、結婚相談所の視点より配偶者ビザ取得時の必要書類や留意点について、、、

皆さんは、国際結婚すれば配偶者ビザが自然に貰えると思いませんか？

また、法的に結婚さえしていれば配偶者ビザは簡単と思いませんか？

実は、配偶者ビザについては、結婚していれば誰でも取得できる物ではありません。

入管法に定められている「配偶者ビザの許可要件」を満たさなければ許可されない、国際結婚での最難関事項となります。

結婚はしたものの交際期間が短い場合や、一度も会うことなく（数回しか会っていない場合の同様）結婚に至ったようなケースでは、「配偶者としての実体がない」「関係が希薄である」と評価されやすく、配偶者ビザの取得が大変難しくなります。

ここでは、配偶者ビザの申請や必要書類・留意点などについて纏めてみました。

1. 配偶者ビザとはなにか？

配偶者ビザとは、外国人の方が日本人の配偶者ととも日本に暮らすために必要な在留許可のことを言います。

正式には「日本の配偶者等」と言いますが、多くの場合「配偶者ビザ」または「結婚ビザ」などと呼ばれています。

外国人配偶者の居住地が海外・日本のどちらのケースでも、配偶者ビザの申請は可能です。

ただ、外国人配偶者が海外・日本のどちらに居住しているかによって、配偶者ビザの申請の方法が違ってきますので注意が必要です。

2. 配偶者が海外に居住している場合の申請方法

配偶者が海外に居住している場合は、「在留資格認定証明書交付申請」を行う必要があります。

在留資格認定証明書交付申請とは、海外に居住している外国人配偶者を日本に招聘するための申請のことをいいます。

申請の流れは以下の手順となります。

① 入管に配偶者ビザを申請する

まずは、入管に在留資格認定証明書交付申請を行います。

申請先は、申請代理人（日本人配偶者）の住所地を管轄する入管になります。

誰でも配偶者ビザを申請できるわけではなく、申請できる人は以下の

ように決められています。

日本にいる外国人配偶者の親族、行政書士、弁護士となります。

「行政書士、弁護士」とは、申請取次研修および試験を経て、地方出入国在留管理局長に届け出た行政書士または弁護士のみが対象になります。

② 入管において審査を受ける

申請後、入管にて配偶者ビザの審査が行われます。

入管での審査期間は込み具合により変わりますが、**概ね完了するまでに3カ月程度**かかるとお考え下さい。

③ 入管から審査結果が送付される

配偶者ビザの審査が終わったら、以下のどちらかの書類が入管から送られてきます。

- 在留資格認定証明書
- 在留資格認定証明書不交付決定通知書

送られてきたのが「在留資格認定証明書」だった場合、配偶者ビザ取得の第一ステップをクリアしたということになります。

一方、送られてきたのが「在留資格認定証明書不交付決定通知書」だった場合、残念ながら配偶者ビザの申請許可が不許可であったということになります。

このように、送られてくる書類によって大きく結果は異なります。

④ 配偶者に在留資格認定証明書を郵送する

入管から在留資格認定証明書が交付されたら、在留資格認定証明書を海外にいる配偶者に郵送します。

ここからは、配偶者の居住する国の在外日本公館での手続きになります。

実は、在留資格認定証明書が交付されたらそれで終わり、という訳にはいかない場合が有ります。

なぜなら在留資格認定証明書は、あくまでも「この人が日本で予定している活動は、ビザの要件にあてはまっています」という推薦状にすぎないためです。

在留資格認定証明書が取得できたからといって、必ずしも配偶者ビザが交付されるわけではないことを頭に入れておいてください。

⑤ 在外日本大使館でビザの交付を受ける

在留資格認定証明書を受け取った外国人配偶者は、**自分が居住する地域を管轄する在外日本公館で査証申請を行い、配偶者ビザの交付を受けます。**

「外国人配偶者が居住する地域を管轄する在外日本公館」とは、外国人配偶者が居住する地域にある日本大使館や日本国総領事館などのことです。

ここで注意しなければならない大切なことがあります。それは、「**在留資格認定証明書には有効期限がある**」ということです。

査証申請は、在留資格認定証明書が交付された日から3カ月以内に行う必要があります、期限を過ぎてしまった場合に無効になる場合があります。

なお、査証申請の際の必要書類は、在外日本公館によって異なりますので、事前に在外日本公館に連絡の上、確認しておくことをおすすめします。

⑥ 3カ月以内に日本に来日する

査証申請を行い、無事に配偶者ビザの交付を受けたあとは、交付されてから3カ月以内に日本に来日しなければなりません。

期限を過ぎてしまうと、これまでの努力が無駄になってしまうため注意が必要です。

日本に入国し、到着した空港や海港で上陸審査を受けます。

上陸審査の際は、ビザが貼られた有効なパスポートと在留資格認定証明書を提示する必要があります。

上陸審査後によりやく在留カードが交付されます。

現在、日本国内の7つの空港（新千歳、成田、羽田、中部、関西、広島、福岡）では、日本入国時に在留カードをその場で受け取れることが出来ます。

在留カードを受け取った後は、日本国内に住居地を14日以内に定める必要が有りますので、在留カードを持参のうえ住居地を管轄する市区町村役場に出向き、住民票の登録などの手続きを行う事になります。上記7つの空港以外の空港や海港から上陸した場合は、後日市区町村役場の窓口に住居地の届出を行ったあと、在留カードが届出住居地に郵送されることになります。

3. 配偶者が日本に居住している場合の申請方法

外国人配偶者がすでに日本に居住しているなら、「在留資格変更許可申請」が必要です。

在留資格変更許可申請とは、現在外国人配偶者が保有しているビザを配偶者ビザに変更するための申請のことをいいます。

申請の流れは以下のとおりです。

① 入管に配偶者ビザを申請する

まずは、入管に配偶者ビザにかかる在留資格変更許可申請を行います。
申請先は、外国人配偶者本人の住所地を管轄する入管になります。
在留資格変更許可申請の場合も、申請できる人は以下のように定められています。

外国人配偶者本人、行政書士、弁護士となります。

ただし、外国人配偶者が何らかの要因で自ら入国管理局に出向けない場合に限り、同居の親族による代理申請も可能な場合が有りますので、詳細は入国管理局にご確認ください。

② 入管において審査を受ける

配偶者ビザの申請後、入管にて審査が行われます。

審査が完了するまでに1カ月程度かかります。

③ 入管から審査結果が送付される

入管において配偶者ビザの審査が終わったら、結果の通知ハガキが申請者の自宅に届きます。

ハガキには許可・不許可や配偶者ビザの在留期間の記載はありません。

④ 入管へ新在留カードを受け取りに行く

配偶者ビザ申請の結果の通知ハガキが届いたら、入管に新しい在留カードを受け取りに行きます。

新しい在留カードを受け取る際の必要書類は以下のとおりです。

- パスポート
- 現在保有している在留カード
- 申請受付票
- 受領した通知ハガキ
- 手数料納付書

上記5点を入管に持参し、新しい在留カードを受け取ります。

手数料納付書には、提出先の入管にご確認ください。

収入印紙を準備のうえ入管で手続きとなります。

4. 配偶者ビザを申請する際の必要書類とは

配偶者ビザを申請する際の必要書類は、申請種別が「在留資格認定証明書交付申請」か「在留資格変更許可申請」かによって異なります。

ここでは、それぞれの必要書類について解説します。

① 配偶者が海外に居住している場合

外国人配偶者が海外に居住している場合の必要書類は以下のとおり。

- 在留資格認定証明書交付申請書 1通

- 質問書 1 通
 - スナップ写真（友人や双方の両親，結婚式や旅行の際に撮影したものなど）
 - メールや LINE，SNS でのやりとり，通話記録を印刷したもの
 - 返信用封筒（宛先明記の上簡易書留の送料 404 円分の切手を貼付）1 通
- 上記の書類に加え，外国人配偶者，日本人配偶者がそれぞれ必要書類を揃えます。

外国人配偶者が準備する書類

- 証明写真（4cm×3cm） 1 通
- 国籍国の機関で発行された結婚証明書または戸籍謄本（婚姻の事実がわかるもの） 1 通

日本人配偶者が準備する書類

- 戸籍謄本（婚姻の事実がわかるもの） 1 通
- 住民票（謄本・マイナンバーのみ省略） 1 通
- 住民税の課税証明書・納税証明書（直近年度のもの） 各 1 通
- 通帳の写しや在職証明書

（課税証明書や納税証明書で申請人の滞在費用を証明できない場合）

- 身元保証書 1 通

在留資格認定証明書交付申請書、身元保証書、質問書の様式は出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。

なお、ケースによっては、上記以外の書類を求められる場合もあります。

②配偶者が日本に居住している場合

外国人配偶者が日本に居住している場合の必要書類は以下のとおり。

- 在留資格変更許可申請書 1 通
 - 質問書 1 通
 - スナップ写真（友人や双方の両親，結婚式や旅行の際に撮影したものなど）
 - メールや LINE，SNS でのやりとり，通話記録を印刷したもの
- 上記の書類に加え，外国人配偶者・日本人配偶者がそれぞれ必要書類を揃えます。

外国人配偶者が準備する書類

- 証明写真（4cm×3cm） 1 通
- 国籍国の機関で発行された結婚証明書または戸籍謄本（婚姻の事実がわかるもの） 1 通
- パスポート（原本）

- 在留カード（原本）

日本人配偶者が準備する書類

- 戸籍謄本（婚姻の事実がわかるもの） 1通
- 住民票（謄本・マイナンバーのみ省略） 1通
- 住民税の課税証明書・納税証明書（直近年度のもの）
- 通帳の写しや在職証明書
（課税証明書や納税証明書で申請人の滞在費用を証明できない場合）
- 身元保証書 1通

在留資格変更許可申請書、身元保証書、質問書の様式は出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。

なお、ケースによっては、上記以外の書類を求められることもあります。

5. 配偶者ビザを申請する際の注意点

配偶者ビザの申請をする際にはいくつか注意すべきことがあります。

留意すべき点はさまざまですが、多いのは偽装結婚を疑われるケースです。ここでは、配偶者ビザを申請する際の注意点を紹介します。

① 法律上だけでなく結婚の実体が必要

法律上結婚しているという事実だけでなく結婚の実体が必要です。

十分な交際歴があり、そのうえで結婚に至ったことが写真やメール、SNSなどから立証できなければなりません。

たとえば交際期間があまりにも短く、交際していたことが証明できないような場合は、配偶者ビザの取得が難しくなります。

法律上の結婚をしていることはもちろん、すでに同居している・同居予定であるなど、配偶者ビザを取得してからも夫婦としてともに暮らしていく前提であることを証明する必要があります。

② 安定的な夫婦生活を維持できる収入が必要

配偶者ビザを取得するためには、**安定的な夫婦生活を維持できる収入があると認められる必要があります。**

配偶者ビザで認められる収入には、給与所得のほかにも事業所得や不動産所得・預貯金・年金などが挙げられます。

安定した収入があり、その収入に継続性があるが求められるのです。

そのほか税金を滞納せず、期日内にきちんと納めているかといった部分も判断材料になります。

税金を納めていな（非課税世帯）では、夫婦生活を維持できないとみられるケースがありますので注意が必要です。

個人事業主や日雇いアルバイト・投資等の収入の安定が見込めない方、ユーチューバーなどで、月によって収入が変動する方も注意が必要となります。

③ 夫婦の年齢差が大きいと配偶者ビザ申請の審査が厳しくなる

夫婦の年齢差が大きい場合は、配偶者ビザ申請の審査が厳しくなる傾向にあります。

年齢差が大きいと、偽装結婚を疑われる可能性があるためです。

実際、年齢差のある夫婦で、配偶者ビザを取得したあと結婚の実体がなく、偽装結婚が判明したケースは少なくありません。

注意が必要なのは、年齢差が一回り（12歳）以上あるケースです。二回り（24歳）以上など、それ以上の年齢差があるならさらに注意が必要となります。

④ 外国人との離婚経験は偽装結婚を疑われる

外国人との離婚歴が複数回あると、偽装結婚を疑われる可能性がある。

日本人配偶者の前の配偶者が外国人だった、または外国人配偶者の前の配偶者が日本人だったという場合は、通常よりも厳しく審査されることを念頭に置いておきましょう。

離婚に関しては、過去の相手が同じ国籍者であっても少なからず審査に影響します。

離婚回数が多い場合やスピード離婚の経験があるケースなどは、すぐにまた離婚するのでは？と思われるしまい申請の難易度が上がる傾向が見受けられます。

⑤ 交際のきっかけ次第では偽装結婚を疑われる

交際のきっかけによっては、配偶者ビザの審査において偽装結婚を疑われる可能性があります。

たとえば、結婚相談所や出会い系サイト・SNSで知り合った場合などは、偽装結婚を警戒される典型例です。

利用した結婚相談所や出会い系サイト・SNSの情報を詳しく開示し、偽装結婚が目的だったのではなく、真剣に交際した結果結婚に至ったことを証明する必要があるでしょう。

6. 配偶者ビザの申請のまとめ

配偶者ビザの申請方法や申請の際の必要書類、注意点について説明しました。

配偶者ビザは、数あるビザの中でもとくに失敗の許されないビザです。

配偶者ビザ申請が不許可になると「せっかく結婚したのに一緒に住めない」

という悲しい結果になってしまうからです。

また、配偶者ビザの申請はケースによって対応方法が異なるため、ご自身で申請して許可を得るのが非常に難しいビザの一つです。

一度不許可になってからの再チャレンジも可能ですが、配偶者ビザの再申請となるとハードルがさらに上がってしまうことがあります。

そのためには、はじめから配偶者ビザ申請の要点を十分に理解し、初期申請で許可を頂ける対応が重要となります。

弊社は、国際結婚相談所と言う面からの配偶者ビザ取得に付いてを記載させて頂きました。不安な方は、行政書士等の先生を頼る対応をお勧めします。